

新 旧 対 照 表

投資一任約款（細則）

新	旧
第 5 条（一部換金） 1. 本則第 10 条（一部換金）第 2 項に定める一部換金の換金希望金額は、10 万円以上 1 万円単位でお客様が指定した金額とします。 2. <u>前項の一部換金がサービス共通約款に基づき定時払戻方式で行われる場合、払戻希望金額は 1 万円以上 1 万円単位でお客様が指定した金額とします。</u> 3. <u>サービス共通約款に基づき、払戻判定日における直近の運用資産の時価評価額がサービス共通約款に定める所定の金額未満の場合など、定時払戻が行われない場合があります。</u>	第 5 条（一部換金） 本則第 10 条（一部換金）第 2 項に定める一部換金の換金希望金額は、10 万円以上 1 万円単位でお客様が指定した金額とします。
第 8 条 3. ① ●一部処分代金からの徴収 当月 1 日から本則第 10 条（一部換金）第 3 項に基づく<u>当月 1 日から一部換金に係る売却の約定日までにおける各報酬基準日の日次報酬額を合計した金額（ただし、1 円未満の端数は切り捨てます。）を、当該一部換金に係る保有する投資対象ファンドの売却の最も遅い受渡日に一括して徴収します。</u> <u>ただし、換金希望額（当該一部換金が定時払戻サービスによるものである場合は払戻希望額）が、一部換金に係る保有する投資対象ファンドの売却の最も遅い受渡日における直近の運用資産の時価評価額に対して 30% 以下である場合は、当該報酬の徴収は、その月の最終営業日の前営業日に運用資産に帰属する金銭から徴収します。また、当月に既に他の一部換金があったときは、当該他の一部換金に際して既に徴収した額を</u>	第 8 条 3. ① ●一部処分代金からの徴収 当月 1 日から本則第 10 条（一部換金）第 3 項に基づく売却の約定日までにおける各報酬基準日の日次報酬額を合計した金額（ただし、1 円未満の端数は切り捨てます。）を、当該一部換金に係る保有する投資対象ファンドの売却の最も遅い受渡日に一括して徴収します。この場合において、当月に既に他の一部換金があったときは、当該他の一部換金に際して既に徴収した額を控除して徴収します。

控除して徴収します。	
------------	--

2025 年 10 月 6 日 改正